



タイ王国 首都圏水道公社(MWA)  
と  
日本国 大阪広域水道企業団(OWSA)  
との  
技術交流の覚書



この覚書(以下「MOU」という。)は、Metropolitan Waterworks Authority（首都圏水道公社)(以下「MWA」という。)と、Osaka Water Supply Authority（大阪広域水道企業団)(以下「OWSA」という。)が、下記の内容について合意したことを確認する。

### 1 目的

MWAとOWSAは双方の水道事業の一層の発展を目的として、主に両事業体の技術交流により、両事業体職員の技術、経験、知識等の向上等を図るものとする。

### 2 技術交流内容

この合意内容に基づく交流内容については、本 MOU 締結後、両事業体間での協議の上、各年において決定するものとする。

### 3 費用負担

両事業体職員の技術交流に係る費用負担については、下記のとおりとする。

- ・ 移動費及び滞在費は、職員を派遣する事業体が負担する。
- ・ 視察及び研修に係る費用は受入れを行う事業体が負担する。
- ・ その他の経費が生じる場合は、両事業体間での協議の上、決定する。
- ・ 他団体から資金支援がある場合は、その支援費用を充てるものとする。

この覚書は署名された日より有効となる。この覚書を証するため本書2通を作成し、各1通を保有する。

2012年11月27日 堺市にて